

## 概要

令和元年佐賀豪雨をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、杵藤圏域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする協議会を令和3年3月23日に設立した。

流域治水の取組を推進するため、流域のあらゆる関係者が協働して行う対策を含めた治水対策の全体像である「流域治水プロジェクト」について、議論を行った。

## 開催概要

日時：令和3年5月21日（金）16：00～17：00

会場：白石町役場3階大会議室

出席者：鹿島市、嬉野市、白石町、太良町、気象庁佐賀地方気象台、九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所、九州森林管理局佐賀森林管理署、森林整備センター佐賀水源林整備事務所、佐賀県

## 議事内容

- 1) 協議会規約の改定
- 2) 流域治水の概要
- 3) 流域治水プロジェクト（イメージ）
- 4) 意見交換

## 議論や報告された主な内容

- ◆ 杵藤圏域二級水系流域治水協議会規約（改定案）の承認。
- ◆ 保水力の強化（森林整備）、河床掘削（転石除去）、排水機場のリモート操作、避難所の見直し、居住空間の移動が流域治水を考えるうえで重要。
- ◆ ポンプ強化や堤防強化などは、満潮と大雨が重なると限界があると感じている。迅速な避難のための対策も重要。ハードより逃げることが重要。
- ◆ 各市町で山地が多い箇所、低平地が広がる箇所など、地域特性が異なる。それぞれの地域特性を考慮した対策が必要。
- ◆ ハード対策と併せて、監視カメラや水位計を設置し、住民に早め早めの避難を促すソフト面の対策が重要。
- ◆ 被災後の早期のインフラ復旧は、生活基盤を立て直すうえで重要。

## 開催状況



## 杵藤圏域 二級水系流域治水協議会 規約

### (設置)

第1条 本協議会は、「杵藤圏域 二級水系流域治水協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

### (目的)

第2条 本協議会は、令和元年佐賀豪雨をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、杵藤圏域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

### (協議会の対象流域)

第3条 協議会は、鹿島市・嬉野市・白石町・太良町における別紙1の二級水系の流域を対象とする。なお、地形、排水施設の状況及び排水慣行など、影響の及ぶ範囲も対象流域とすることができます。

### (協議会の構成)

第4条 協議会は、別紙2の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別紙2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

### (幹事会の構成)

第5条 協議会に幹事会を置く

- 2 幹事会は、別紙3の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別紙3の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

### (協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 杵藤圏域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- (2) 水害をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策を柱とした、「流域治水プロジェクト」策定と公表。
- (3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- (4) その他、流域治水に関して必要な事項。

(協議会資料等の公表)

- 第 7 条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。  
ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第 8 条 協議会及び幹事会を円滑に行うため事務局を置く。  
2 事務局は、佐賀県県土整備部河川砂防課、杵藤土木事務所に置く。

(雑則)

- 第 9 条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

- 第 10 条 本規約は、令和 3 年 3 月 23 日から施行する。  
本規約は、令和 3 年 5 月 21 日から施行する。

別紙 1

杵藤圏域 二級水系

鹿島川水系  
塩田川水系  
廻里江川水系  
糸岐川水系  
嫁川水系  
多良川水系  
飯田川水系  
浜川水系  
石木津川水系  
今里川水系  
田古里川水系  
亀之浦川水系  
休石川水系  
破瀬ノ浦水系  
小田川水系  
早垣川水系  
江岡川水系  
伊福川水系  
江福川水系  
龍宿浦川水系  
嘉瀬の浦川水系  
黒木川水系  
音成川水系  
母ヶ浦川水系  
西葉川水系  
只江川水系  
福富川水系

別紙2

杵藤圏域 二級水系流域治水協議会 名簿

鹿島市長  
嬉野市長  
白石町長  
太良町長  
気象庁 佐賀地方気象台長  
九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所長  
九州森林管理局 佐賀森林管理署長  
森林整備センター 佐賀水源林整備事務所長  
佐賀県 政策部（危機管理・報道局） 危機管理防災課長  
佐賀県 農林水産部 農山漁村課長  
佐賀県 農林水産部 森林整備課長  
佐賀県 農林水産部 林業課長  
佐賀県 農林水産部 杵藤農林事務所長  
佐賀県 県土整備部 まちづくり課長  
佐賀県 県土整備部 下水道課長  
佐賀県 県土整備部 河川砂防課長  
佐賀県 県土整備部 杵藤土木事務所長

杵藤圏域 二級水系流域治水協議会幹事会 名簿

鹿島市 総務部 総務課 課長  
鹿島市 産業部 農林水産課 課長  
鹿島市 建設環境部 都市建設課 課長  
鹿島市 建設環境部 環境下水道課 課長  
嬉野市 行政経営部 総務・防災課 課長  
嬉野市 建設部 建設・農林整備課 課長  
嬉野市 建設部 環境下水道課 課長  
嬉野市 建設部 新幹線・まちづくり課 課長  
白石町 総務課 課長  
白石町 建設課 課長  
白石町 農村整備課 課長  
太良町 総務課 課長  
太良町 建設課 課長  
太良町 農林水産課 課長  
気象庁 佐賀地方気象台 防災管理官  
九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所 企画課長  
九州森林管理局 佐賀森林管理署 次長  
森林整備センター 佐賀水源林整備事務所 造林係長  
佐賀県 政策部（危機管理・報道局） 危機管理防災課 副課長  
佐賀県 農林水産部 農山漁村課 副課長  
佐賀県 農林水産部 農地整備課 副課長  
佐賀県 農林水産部 森林整備課 副課長  
佐賀県 農林水産部 林業課 副課長  
佐賀県 農林水産部 杵藤農林事務所 副所長  
佐賀県 県土整備部 まちづくり課 副課長  
佐賀県 県土整備部 下水道課 副課長  
佐賀県 県土整備部 河川砂防課 副課長  
佐賀県 県土整備部 杵藤土木事務所 副所長